

## 平成19年台風第4号・5号による農業被害等への対応に関する意見書

本県におきまして平成19年7月14日及び8月2日に相次いで来襲した台風第4号・5号等により、水稻、工芸作物、野菜を中心とした農作物や農地・農業用施設などの農業関係の被害額は、約100億円にのぼっている。

なかでも、全国有数の産地となっている早期水稻については、高温や日照不足等も加わったことにより、収量はもとより品質が著しく低下するなど、過去55年間で最悪の被害となっている。

しかしながら、今回の被害は収穫・出荷してはじめて確認できた状況であったため、被害を受けた農家のうち農業共済制度の被害を申告したのは僅か2割程度にとどまっており、稲作農家においては、営農意欲が著しく減退するなど、農村地域の活力の低下や今後の早期水稻生産への影響が強く懸念される。

よって国におかれては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 台風第4号・5号による災害の早期復旧に努めること。
- 2 農業共済金の早期支払や特例措置の適用、さらには水田営農に関連する施策等において地域の実情を踏まえた水稻被害農家への救済措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河 野 洋 平 様
参議院議長	江 田 五 月 様
内閣総理大臣	福 田 康 夫 様
農林水産大臣	若 林 正 俊 様